○総務省令第四十七号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

総務大臣　野田　聖子

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 2　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 A×α 算式の符号 A　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　0.9868498 ［3　略］	（各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（指定都市を包括する都道府県にあっては、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の納税義務者に係る住宅借入金等特別税額控除額の二分の一に相当する額を控除した額とし、指定都市にあっては、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税義務者に係る住宅借入金等特別税額控除額の二分の一に相当する額を加算した額とする。次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 2　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 A×α 算式の符号 A　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　0.9605931 ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第四十八号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

総務大臣　野田　聖子

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。